

クラブ会計・事務に関して

2015~2016年度
335-A地区
地区会則委員長 田中 充

ライオンズクラブの会計は、クラブ運営の「要」であり、金銭の収支を把握し帳簿に記録し、集計をとり毎年度並びにこの一年間のクラブ運営および奉仕活動がスムーズに行われていることを確認する事にある。

基本は予算と決算の単年度会計ですが、正規の簿記の原則による「複式簿記」で記帳・整理します。(単式簿記を不可)

減価償却は行いません。＜全額購入時の金額を消耗品扱いで処理し、付表19財産目録「物品資産」(役員必携)の明細に記入クラブの物品資産とする。＞

クラブ会計事務の原則と大綱

- 1、 クラブ会計は、運営費会計・事業費会計・会食費会計の通常会計(一般会計)と特別会計(例えば周年会計)とに分けること。
- 2、 原則として、各通常会計間での相互流用は認めてない。
- 3、 特に事業費会計においては、地域社会から集めた資金をクラブ運営の為に支出することを許可・承認してはならない。(理事会は事業活動を行って集めた資金をクラブ運営費に支出出来ない)
これはライオンズクラブの誇りとするところであって、他の多くの奉仕団体と根本的な違いである。
- 4、 運営費はクラブの存立の基盤であって、運営費資金はクラブ運営のみに用いられるべきである。
年度末に於いて運営費会計に赤字を生ずることは、国際本部の重大事項であり経済的「グッド・スタンディングクラブ」から外れる事になる。注意が必要。
- 5、 奉仕事業(活動)を含む総ての新企画及び新施策に対する支出は、理事会・例会に提案し承認を得なければならない。
- 6、 クラブ会計の執行者として理事会で先決できるのは、運営費予算と会食費予算のみである。最終決算は理事会・例会承認が必要である。

運営費予算書の作成と実施

運営費予算は財務委員会が作成し、新年度第一回理事会において承認された後、例会に提出され承認を受ける。会計年度は7月1日から翌年6月30日までとする。

予算の会計様式作成は、役員必携付表17「収支予算書」に基づき行う。

運営費予算の執行は、理事会は厳正な予算執行、財務委員会は厳格な予算執行の監督、また運営予算内での科目間流用は理事会の承認のもと認められる。

収 入

A、クラブ会費

- 1、 国際会費・地区(準地区・複合地区)会費及びクラブ運営に必要な経費などを加えた最小限の年間会費を会員から徴収する。
- 2、 「クラブ付則第6条2項」は、クラブにおいて慎重審議の上クラブ内規(内部規則)として明記し徴収なくてはならない。＜各種会員種別会費金額の明記＞
＜正会員・不在会員・名誉会員・優待会員・終身会員・準会員・賛助会員＞

名誉会員は会費の徴収をしない。

総ての各会員の会費はクラブ内規定で定め、理事会・例会の承認を受け決定する。

(注) 終身会員；正会員の義務を果している終身会員を終身会員とし、義務を果していない終身会員は「終身不在又は終身優待会員」として扱う。

- 3、クラブ運営自体が財政的に困難になった場合、クラブ理事会はクラブ内でその為の計画を立て例会の承認を受け実行する。しかしながらこうした困難な状態が長く続く場合には、運営うい支えるに足りる額までクラブ会費を値上げする必要がある。クラブ会費の変更は「クラブ付則第9条」の手続きをとること。速やかな納入は会員の義務であり、幹事からの文章による請求書発行日より30日以内にクラブに支払わなければならない。

B、クラブ幹事の責務

- 1、幹事は、半期ごとに各会員に対して会費その他の納入金を請求し、それを受け取りクラブ会計に引渡し、会計からの領収書を得る。(クラブ付則第3条4項(e)) 銀行口座振込みの場合、入金確認までは幹事の責務である。
- 2、幹事からの文書による請求受領後30日以内に会員は支払わなくてはならない。支払わない会員は直ちに、全額納入するまでグッド・スタンディングでなくなる。(クラブ付則第1条2項)

<グッド・スタンディング会員とは；総ての義務を果している会員。>

義務とは；月2回の例会出席（出席出来なかった場合メイクアップ規則活用で義務を果す。<理由なく連続4回欠席の場合はグッド・スタンディング会員でなくなる。

クラブ奉仕事業（活動）への参加（出席）

課せられた会費の支払い。(幹事からの請求後30日以内)

ライオンズの会員としての良好なイメージを示す言動・行動。

<グッド・スタンディング会員でない場合>

総ての権利の消滅。；国際協会・地区（準地区・複合地区）クラブの役職に立候補できない。

各種表決権なし。各種代議員になれない。

C、クラブ財務委員会の責務

- 1、会費の速やかな徴収を図り、必要は場合は徴収に助力する。
- 2、新会員の通常会費等の納入金額の算定及び期日内入金の確認。
- 3、退会は理事会がそれを認めたときから発効する。但し総ての未払い金を支払い、クラブ資金及び財産をクラブに返却し、本クラブ及び国際協会の「ライオンズ」いう名称・紋章及びその標識を使用する総ての権利を放棄するまでは、理事会は退会の承認を保留する（クラブ付則第1条4項）
- 4、退会者の即納未経過分会費及び会食費その他の返却は、独自のクラブ会則（内規）による。但し国際会費は返却されない。

D、クラブ入会金

- 1、入会金の金額は、各クラブにおいて決定し理事会・例会の承認を得ること。
- 2、新会員の通常会費及びその他会費は、入会日に属する月を含み未経過月分と入会金を入会の日以前に納入する。
- 3、理事会は前クラブ退会后12ヶ月以内の転籍及び再入会を認められた会員のクラブ入会金は、全部又は一部を免除する権限は理事会あり、公平を期すため、なるべくクラブの内規（規則）で規定しておくことが望ましい。

E、ファイン

- 1、1997年度からファインの額は、クラブ理事会で決定することに会則が改正された。
- 2、同一会合において同一会員に2回を超えてこれを課してはならない。
- 3、ファインは、特別な事情がない限り原則として運営費会計に組み入れる。

F、その他の収入

- 1、受取利息、クラブ内の基金獲得事業の収益金、物品販売益（クラブ内オークション）などの雑収入。
- 2、クラブ会報広告代（事業に対する冊子等の広告代収益は事業費参入）

支 出

A、国際協会入会金

- 1、会員一人当たり \$ 25 を入会月に振り込む。

B、負担金及び拠出金

1、負担金などの額

クラブが負担すべき会員一名当りの会費及び納入金。

- ・国際会費 会員一人 \$ 43。

家族会員は二人目以降五人目まで半額。

- ・複合地区会費・年次大会費・その他

複合地区年次大会で定めた金額

- ・準地区費・年次大会費・その他

地区年次大会で定めた金額

- 2、クラブは会員種7アイテムについて、総ての会費を納入しなければならない。
クラブ支部会員も同様である。

- 3、クラブは終身会員について、今後の国際会費全額の変わりに \$ 650 相当額を国際国際協会に納入する。

- 4、複合会則には、正会員以外の会員については特別の規定がなく、全部同等に扱われる。

事業費会計予算書の作成と実施

理事会がクラブのアクティビティ計画を決定した後、財務委員会はそれぞれのアクティビティの為の予算を立て準備する。これらの予算は理事会に報告され採択承認を得ること。事業予算はクラブの主催するアクティビティに関するもので、特別な資金獲得事業によって得られることが望ましい。

外部よりの資金を得るため資金の管理及び処分は、クラブとして特に気を付けて適正に行われるべきである。

A、事業資金の調達

- 1、財務委員会は、事業費の財源を確保することを責務とする。

確保とは、地域社会に対して事業資金獲得アクティビティで予定額に達しない場合の対策を考慮すべきである。

- 2、クラブ事業で補償問題が発生する可能性があれば、適当な保険を掛けることが望ましい。

3、具体的な事業資金調達方法

- 1、クラブが主催する音楽会・観劇会・展覧会・講演会・バザー・物品販売その他の事業によりその地域社会から得た収益金。(注)物品販売で飲酒税の関係を考慮しておくこと)
- 2、会員寄付収入(ドネーション)
- 3、会員拠出金
事業資金として、理事会・例会の決議に基づき全会員から平等に拠出した資金。(LCIF 協力金・緊急援助金を含む)
- 4、賛助金
ライオンズクラブの趣旨に賛同する会員以外の地域社会の人から、賛助の為に贈与を受けた金品。
- 5、地域社会からの資金は、事業費として地域社会のために使用すること。
- 6、会食費等年度収支差額は繰越とせず、事業費会計又は運営費会計に繰り入れるべきである。また特別会計に繰り入れても良い。

会食費会計

クラブはいかなる会員に対しても、あらかじめ会食費の支払いを求めることが出来る。但し、会食費を経常年間会費の一部として課してはならない。会食費は一定の額を理事会が決め、例会の承認を得なければならない。

- 1、会食費は実費を旨とし、会員及びビジターから徴収した会食費を下回る食事を提供し収益差額を生み出そうとすべきではない。
- 2、会食費は、通常会費と共に前納される。クラブにより会食費を徴収せず会合出席者に対して実費受益者負担もある。
- 3、前納クラブの場合は、欠席会員の会食費は返却しない。
- 4、ゲスト・スピーカーの会食費は、運営費予算の交際費・例会運営費等から支払うことが望ましい。

特別会計

クラブ結成周年記念会合・チャーターナイト周年記念会合・特別家族会など特別会合の会計は特別会計とする事が適当である。会員から徴収する特別会計は項目を明らかにした収入及び支出をもって予算書をせく作成し、理事会の承認を得なければならない。特別会の会食費は原則として出席者のみから徴収すべきである、理事会・例会の決議に基づいて全員から一律徴収することは前納した会食費のほかに更に二重の負担を強いることとなる。メイク・アップを認める思想に反する事となる。

貸借対照表 (付表18)

繰越金(剰余金)処分

- ・ 運営費会計繰越金→次年度運営費として繰越(多額の場合、会費等の見直し)
- ・ 事業費会計繰越金→次年度事業費として繰越又は事業費積立金
- ・ 会食費会計繰越金→次年度運営費・事業費・特別会費いずれかに繰越
- ・ 特別会計繰越金 →次年度特別会計として繰越

クラブ会計監査

理事会は、年1回又は理事会の判断により必要と認めたときは随時、クラブの会計及びその執行について監査を受ける。

クラブ資金について会計報告を求め、また会計監査を受けさせることができる。

(クラブ会則第8条3項(d))

会員の中から2名程度の適任者を監査委員に任命する。但し監査委員はクラブの役員及び委員会に所属することは出来ない。選出方法は、クラブ理事会、会長の任命があるが、この性格上選挙による選出が最善のようである。

運営費会計において、赤字は許されない。事業費も同等である。

2015年度現在の各費用について

・国際協会関係	国際会費年額	会員	\$ 43	家族会員	\$ 半額
	国際協会入会金	新会員	\$ 25	家族会員新会員	\$ 25
・335複合地区	複合地区会費月額	会員	130円	家族会員	半額
	複合地区年次大会月額	会員	50円	家族会員	半額
・335-A地区	地区会費月額	会員	1100円	家族会員	半額
	地区年次大会月額	会員	150円	家族会員	半額
	福岡国際大会協力金年額	会員	1000円	家族会員	徴収しない
	東京オリンピック協力金年額	会員	1000円	家族会員	徴収しない
	緊急援助資金年額	会員	1000円	家族会員	徴収しない
ライオン誌特別負担金		会員	50円	家族会員	徴収しない
	個人発送の場合・送料		62円		
ライオンズ必携(7月にキャビネットに発注)	1部		160円		